# 連合国財産補償法施行令 （昭和二十七年政令第百二十九号）

#### 第一条（政令で定める連合国）

連合国財産補償法（以下「法」という。）第二条第一項第二号に掲げる国は、次に掲げる国とする。

###### 一

インド

###### 二

ビルマ連邦

#### 第一条の二（請求の手続）

法第十五条第一項及び第二項の規定による補償金支払請求書及びその添附書類の提出は、財務大臣に対してしなければならない。

##### ２

法第十六条第三項の規定による支払の請求、法第二十二条第一項の規定による書類の提供の請求及び法第二十三条第一項の規定による支払の請求は、書面をもつて、財務大臣に対してしなければならない。

##### ３

前二項に規定する書面の様式は、財務省令で定める。

#### 第二条（審査等の主務大臣）

法第十六条第一項の規定による審査及び支払、同条第二項の規定による通知、同条第四項の規定による支払、法第二十二条第二項の規定による書類の提供、法第二十三条第二項の規定による支払並びに法第二十四条の規定による報告又は資料の徴取は、財務大臣がするものとする。

#### 第三条（費用の支払）

財務大臣は、請求権者から法第二十三条第一項の規定による支払の請求があつたときは、左に掲げる費用の額のうち財務大臣が合理的なものと認めたものを当該請求権者に支払うものとする。

###### 一

当該請求権者又はその代理人が補償金支払請求書を作成し、財務大臣に提出するため本邦内で支払つた用紙代、浄書料、翻訳料、通信費その他これらに準ずる費用

###### 二

当該請求権者又はその代理人が補償金支払請求書に添附すべき証拠書類を作成するため本邦内で支払つた手数料、通信費その他これらに準ずる費用

###### 三

当該請求権者又はその代理人が補償金の支払請求に係る損害の額の見積のため本邦内で鑑定人に支払つた費用その他これに準ずる費用

# 附　則

この政令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

# 附　則（昭和二七年八月二五日政令第三六四号）

この政令は、日本国とインドとの間の平和条約の効力発生の日から施行する。

# 附　則（昭和三〇年四月一六日政令第五七号）

この政令は、日本国とビルマ連邦との間の平和条約の効力発生の日から施行する。

# 附　則（昭和三七年九月二九日政令第三九一号）

この政令は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の施行の日（昭和三十七年十月一日）から施行する。

##### ２

この政令による改正後の規定は、この政令の施行前にされた行政庁の処分その他この政令の施行前に生じた事項についても適用する。

##### ３

この政令の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この政令の施行後も、なお従前の例による。

##### ４

前項に規定する訴願等で、この政令の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、この政令による改正後の規定の適用については、同法による不服申立てとみなす。

# 附　則（平成一二年六月七日政令第三〇七号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、平成十三年一月六日から施行する。